

一、最新中国法令

● 关于夫妻之间房屋土地权属变更有关契税政策的 通知

【发布单位】财政部、国家税务总局

【发布文号】财税〔2014〕4号

【发布日期】2013-12-31

【实施日期】2013-12-31

【内容提要】根据该通知，在婚姻关系存续期间，符合下列情形之一的，免征契税：

1. 房屋、土地权属原归夫妻一方所有，变更为夫妻双方共有或另一方所有的；
2. 房屋、土地权属原归夫妻双方共有，变更为其中一方所有的；
3. 房屋、土地权属原归夫妻双方共有，双方约定、变更共有份额的。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c632793/content.html>

● 关于商业零售企业存货损失税前扣除问题的 公告

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国家税务总局公告2014年第3号

【发布日期】2014-01-10

【内容提要】根据该公告：

1. 商业零售企业存货因零星失窃、报废、废弃、过期、破损、腐败、鼠咬、顾客退换货等正常因素形成的损失，为存货正常损失，准予按会计科目进行归类、汇总，然后再将汇总数据以清单的形式进行企业所得税纳税申报，同时出具损失情况分析报告。
2. 商业零售企业存货因风、火、雷、震等自然灾害，仓储、运输失事，重大案件等非正常因素形成的损失，为存货非正常损失，应当以专项申报形式进行企业所得税纳税申报。
3. 存货单笔（单项）损失超过500万元的，无论何种因素形成的，均应以专项申报方式进行企业所得税纳税申报。

【法令全文】请点击以下网址查看：

关于商业零售企业存货损失税前扣除问题的公告
<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c633193/content.html>

一、最新中国法令

● 夫婦間での家屋・土地権利帰属変更に伴う不動 産取得税関連政策に関する通知

【発布機関】財政部、国家税務総局

【発布番号】財稅〔2014〕4号

【発布日】2013-12-31

【実施日】2013-12-31

【概要】本通知によると、婚姻関係の存続期間において、以下に掲げる状況のいずれかに合致する場合、不動産取得税を免除する。

1. これまで夫婦いずれか一方の所有であった家屋、土地の権利帰属について、夫婦双方の共同所有または相手方の所有に変更する場合。
2. これまで夫婦双方の共同所有であった家屋、土地の権利帰属について、夫婦いずれか一方の所有に変更する場合。
3. これまで夫婦双方の共同所有であった家屋、土地の権利帰属について、双方が共有持分を取決め、変更する場合。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c632793/content.html>

● 商業小売企業の在庫損失税前控除事項に関する 公告

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国家税務総局公告2014年第3号

【発布日】2014-01-10

【概要】本公告によると、以下の通りである。

1. 商業小売企業の在庫に散発的な盗難、処分、廃棄、期限切れ、破損、腐敗、鼠害、顧客からの返品などの正常な要因で生じた損失については、在庫の正常損失として、勘定科目に基づき分類、集計を行うことが認められ、その後改めて集計データをリストにまとめる形式で企業所得税納税申告を行い、同時に損失状況に関する分析報告を提出する。
2. 商業小売企業の在庫に風災、火災、落雷、地震などの自然災害、倉庫保管、輸送上の事故、重大事件などの非正常な要因で生じた損失については、在庫の非正常損失として、個別申告形式で企業所得税納税申告を行わなければならない。
3. 在庫の一回（個別）の損失が500万元を超える場合には、いかなる原因で生じたにせよ、均しく個別申告形式で企業所得税納税申告を行うものとする。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

商業小売企業の在庫損失税前控除事項に関する公告
<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c633193/content.html>

关于《商业零售企业存货损失税前扣除问题的公告》的解读

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2273/c633067/content.html>

● 节能低碳技术推广管理暂行办法

【发布单位】国家发展和改革委员会
【发布文号】发改环资〔2014〕19号
【发布日期】2014-01-06
【实施日期】2014-01-06
【内容提要】该办法主要对重点节能低碳技术申报、遴选、推广等内容进行了规定。根据该办法，重点节能低碳技术的主要评价指标包括：节能减碳能力、经济效益、技术先进性、技术可靠性以及行业特征指标。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2014tz/t20140110_575363.htm

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● 《商标法实施条例（修订草案）（送审稿）》公开征求意见

日前，国务院法制办公室公布了《中华人民共和国商标法实施条例（修订草案）（送审稿）》，并向社会公开征求意见（截止日期：2014年02月10日）。

本次修改是以修改后的《商标法》作为上位法依据，对商标注册申请、商标申请受理的条件、商标评审、商标管理、商标专用权保护以及商标代理等方面作了具体规定，使社会公众可以更快更简单地办理各类商标申请事宜，也有利于商标局、商标评审委员会和地方工商行政管理部门更好地依法行政。

（摘自国务院法制办公室网站；2014年01月10日发布）

「商業小売企業の在庫損失税前控除事項に関する公告」に関する解説

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2273/c633067/content.html>

● 省エネ・低炭素技術普及管理暫定弁法

【発布機関】国家發展改革委員會
【発布番号】发改環資〔2014〕19号
【発布日】2014-01-06
【実施日】2014-01-06
【概要】本弁法は、主に重点省エネ・低炭素技術の申告、選別、普及などの内容に対し規定を設けた。本弁法によると、重点省エネ・低炭素技術の主要評価指標には、省エネ・減炭能力、経済効果、技術の先進性、技術の信頼性および業界特性指標が含まれる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2014tz/t20140110_575363.htm

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● 「商標法实施条例（改正草案）（送审稿）」がパブリックコメントを募集する

先頃、国务院法制弁公室は「中華人民共和國商標法實施條例（改正草案）（送審稿）」を公布し、社会に向けパブリックコメントを募集している（締め切りは2014年2月10日である）。

今次改正は、改正後の「商標法」を上位法として依拠するものであり、商標登録出願、商標出願受理の条件、商標の審議、商標の管理、商標専用権の保護および商標代理などについて具体的な規定を設けることで、社会大衆はより迅速簡単に各種商標出願の手続きを行えるようになり、商標局、商標審議委員会および地方工商行政管理部門が法律に従った行政をより良く進めるためにも有利となる。

（2014年1月10日付の国务院法制弁公室ウェブサイトより抜粋）

● 八部門会签《“构建诚信、惩戒失信”合作备忘录》，联合惩戒失信被执行人

日前，中央精神文明建设指导委员会办公室、最高人民法院、公安部等八部门共同签署了《“构建诚信、惩戒失信”合作备忘录》（以下简称“《备忘录》”）。该《备忘录》主要包括以下六方面内容：

(一) 规定了信用惩戒的对象
<ul style="list-style-type: none"> 对象包括两类人：一是最高人民法院失信被执行人名单库中所有的失信被执行人；二是被法院发出限制消费令的其他被执行人。 失信被执行人为自然人时，即为被执行人本人；失信被执行人为单位时，还包括其法定代表人、主要负责人、影响债务履行的直接责任人。
(二) 规定了信用惩戒的内容
<p>最高人民法院统一在“全国法院失信被执行人名单信息公布与查询平台”上对失信被执行人发出限制消费令，与相关部门一道限制失信被执行人高消费，并采取其他信用惩戒措施。</p>
(三) 确定了惩戒的具体范围
<ul style="list-style-type: none"> 一是禁止乘坐飞机、列车软卧； 二是限制在金融机构贷款或办理信用卡； 三是失信被执行人为自然人的，不得担任企业的法定代表人、董事、监事、高级管理人员等。
(四) 明确了信用惩戒的实施方式
<ul style="list-style-type: none"> 由最高人民法院向签约各方推送失信被执行人名单。 相关部门收到名单后，在其管理系统中记载包含相应惩戒措施等内容的名单信息，或者要求受监管的企业或单位实时监控，进行信用惩戒。 在媒体广为发布，对失信被执行人形成强大的舆论压力，营造构建诚信、惩戒失信的浓厚氛围。
(五) 规定了信用惩戒的动态管理
<ul style="list-style-type: none"> 被执行人因履行义务等原因，其失信信息被依法从最高人民法院失信被执行人名单库中删除后，最高人民法院应在两个工作日内通知各单位解除限制。 对新增加的失信被执行人名单，最高人民法院应及时向各单位推送。
(六) 规定了其他操作事宜
<ul style="list-style-type: none"> 要求各部门积极落实《备忘录》规定，确保联合信用惩戒落到实处。 联合惩戒的实施，不影响现有法律框架内，

● 八つの部門が『信義誠実の構築、信用喪失への懲戒』の提携に関する覚書を締結し、共同で信用喪失被執行者への懲戒を行う

先頃、中央精神文明建设指导委员会办公室、最高人民法院、公安部など八つの部門は共同で『信義誠実の構築、信用喪失への懲戒』の提携に関する覚書（以下「覚書」という）を締結した。当該「覚書」は主に以下の六方面の内容を含む。

(一) 信用懲戒の対象を定めた
<ul style="list-style-type: none"> 対象には 2 種類の者が含まれる：一つは最高人民法院の信用喪失被執行者名簿データベースに登録された全ての信用喪失被執行者。もう一つは裁判所から高額消費の制限を命じられたその他の被執行者。 信用喪失被執行者が自然人である場合は被執行者本人となり、信用喪失被執行者が法人である場合は、その法定代表者、主要責任者、債務履行に影響を及ぼす直接の責任者も含まれる。
(二) 信用懲戒に関する内容を定めた
<p>最高人民法院は統一的に「全国裁判所信用喪失被執行者名簿情報公開照会プラットフォーム」において信用喪失被執行者に対する高額消費の制限を命じ、関係部門と共に信用喪失被執行者の高額消費を制限し、その他の信用懲戒措置を講じる。</p>
(三) 懲戒の具体的な範囲を確定した
<ul style="list-style-type: none"> 一つ目は、飛行機、列車ソフトコンパートメントの利用を禁止する。 二つ目は、金融機関での融資またはクレジットカードの手続きを制限する。 三つ目は、信用喪失被執行者が自然人である場合、企業の法定代表者、董事、監査役、高級管理職などへの就任を禁止する。
(四) 信用懲戒の実施方法を明確にした
<ul style="list-style-type: none"> 最高人民法院が締結各者に対し信用喪失被執行者名簿の送付を行う。 関係部門は名簿を受け取った後、自己の管理システムにおいて関連する懲戒措置などの内容を含んだ名簿情報を記載し、または監督管理を受ける企業もしくはその他組織に対しリアルタイムモニタリングを要求し、信用懲戒を実施する。 メディアにおいて広範囲に発布することで、信用喪失被執行者に対し大きな世論の圧力を加え、信義誠実の構築、信用喪失懲戒の濃厚な雰囲気醸し出す。
(五) 信用懲戒の動態管理を定めた
<ul style="list-style-type: none"> 被執行者の義務の履行などにより、その信用喪失情報が法に従って最高人民法院の信用喪失被執行者名簿データベースから削除された後、最高人民法院は 2 業務日以内に各組織へ制限の解除を通知するものとする。 新規に追加された信用喪失被執行者名簿については、最高人民法院が適時に各組織への送付を行うものとする。
(六) その他の取扱事項を定めた
<ul style="list-style-type: none"> 各部門に対し「覚書」の規定を積極的に貫徹するよう求め、共同での信用懲戒が確実に遂行されることを保証する。 共同での懲戒の実施は、現行法の範囲内におい

各级法院对个案被执行人限制高消费或进行信用惩戒。

て各級裁判所が個々の事件の被執行者に対して行う高額消費制限または信用懲戒を妨げない。

(摘自最高人民法院网站; 2014年01月16日发布)

(2014年1月16日付の最高人民法院ウェブサイトより抜粋)

● [解读新《消费者权益保护法》\(连载之三/共三篇\)](#)

在第373期《里兆法律资讯》中,我们对新《消费者权益保护法》关于加重经营者的举证责任、扩大消费者退货范围以及规制网购及电视、电话购物等新的消费方式方面的修改作了简要的梳理、归纳。接下来,我们将继续对新《消费者权益保护法》的修改进行解读。

● [新「消費者權益保護法」の解説\(連載その三/全三回\)](#)

第373期「里兆法律情報」では、当所は新「消費者權益保護法」における事業者への立証責任の加重、消費者の返品範囲の拡大ならびにオンラインショッピングおよびテレビ、テレフォンショッピングなどの新たな消費方式に対する規制に関する改正について簡潔に整理し、まとめた。引き続き、当所は新「消費者權益保護法」の改正について解説を行う。

六、扩大了消费者协会的职能

六、消費者協會の職能を拡大した

修订前	修订后
<p>第三十二条 消费者协会履行下列职能： ……</p> <p>(六)就损害消费者合法权益的行为，支持受损害的消费者提起诉讼； ……</p>	<p>第三十七条 消费者协会履行下列公益性职责： ……</p> <p>(七)就损害消费者合法权益的行为，支持受损害的消费者提起诉讼或者依照本法提起诉讼； ……</p>
律师解读	
<p>【修订要点】 消费者协会被赋予诉讼主体资格。</p> <p>【修订背景】 从以往实践来看，消费者协会在保护消费者权益方面扮演了非常重要的角色，但由于其身份模糊（官方身份/民间身份）且职能有限，受到社会的诟病也较多。</p> <p>【简要提示】</p> <ol style="list-style-type: none"> 关于消费者协会的身份，《修正案》并没有予以明确，但《修正案》扩大了消费者协会的职责（公益性职责）。而且，“职能”（更侧重于功能和资格）到“职责”（更侧重于义务和责任）的用词转变，也将会促使消费者协会更主动地履行职能和承担责任。 2012年新修订的《民事诉讼法》首次将有 	

改正前	改正後
<p>第三十二条 消費者協會は以下の職能を履行する。 ……</p> <p>(六)消費者の適法權益を損なう行為については、損害を受けた消費者が訴訟を提起することを支持すること。 ……</p>	<p>第三十七条 消費者協會は以下の公益性職責を履行する。 ……</p> <p>(七)消費者の適法權益を損なう行為については、損害を受けた消費者が訴訟を提起することを支持し、または自ら本法に基づき訴訟を提起すること。 ……</p>
筆者の解説	
<p>【改正要点】 消費者協會に訴訟主体資格が与えられた。</p> <p>【改正背景】 これまでの実務においては、消費者協會は消費者權益の保護において非常に重要な役割を果たしてきたが、立場があいまいであり(政府の立場/民間の立場)、職能に制限があることから、社会から疎まれることも多かった。</p> <p>【留意点の要約】</p> <ol style="list-style-type: none"> 消費者協會の立場については、「修正案」は明確にしていないが、「修正案」は消費者協會の職責(公益性職責)を拡大した。また、「職能」(機能と資格により重点を置いたもの)から「職責」(義務と責任により重点を置いたもの)へと用語を変更したことも、消費者協會が更に積極的に職能を履行し責任を負うことを促すことになる。 2012年に新たに改正された「民事訴訟法」は初 	

关组织列为公益诉讼的适格诉讼主体¹，《修正案》赋予消费者协会诉讼主体资格无疑是对《民事诉讼法》规定的落实。

めて関係組織を公益訴訟の適格訴訟主体とした¹。「改正案」が消費者協会に訴訟主体資格を与えることは、「民事訴訟法」の規定を実行したことに他ならない。

七、明确了消费者主张精神损害赔偿的权利

七、消費者が精神的損害賠償を求める権利を明確にした

新增条款
第五十一条 经营者有侮辱诽谤、搜查身体、侵犯人身自由等侵害消费者或者其他受害人人身权益的行为，造成严重精神损害的，受害人可以要求精神损害赔偿。
律师解读
<p>【修订要点】</p> <p>明确了消费者主张精神赔偿的权利。</p> <p>【修订背景】</p> <ol style="list-style-type: none"> 关于精神损害赔偿，《最高人民法院关于确定民事侵权精神损害赔偿责任若干问题的解释》（以下简称“司法解释”）就精神损害赔偿的范围、要件、赔偿方式等都有明确的规定。2009 年出台的《侵权责任法》首次以法律的形式明确：人身权益收到侵害，造成严重精神损害的，被侵权人可以请求精神损害赔偿。 实践中，因消费纠纷引发的被侵权人主张精神损害赔偿的案例十分常见，但是修订前的《消费者权益保护法》却没有相关规定。 <p>【简要提示】</p> <p>《修正案》虽然新增了关于精神损害赔偿的规定，但仅列举了消费者人格权受到侵害时可以主张精神损害赔偿的情形。相比之下，司法解释和《侵权责任法》的规定得更为具体、明确。律师理解，《修正案》在精神损害赔偿方面并没有新的突破，只是对司法解释和《侵权责任法》部分规定的重述。立法上着重强调消费者的人身权益，主要是为了进一步规范经营者的行为。</p>

新規追加条項
第五十一条 事業者に誹謗中傷、身体捜査、人身の自由を奪うなどの消費者またはその他の被害者の人格権を侵害する行為があり、深刻な精神的苦痛を与えた場合、被害者は精神的損害賠償を求めることができる。
筆者の解説
<p>【改正要点】</p> <p>消費者の精神的損害賠償を求める権利を明確にした。</p> <p>【改正背景】</p> <ol style="list-style-type: none"> 精神的損害賠償については、「民事権利侵害による精神的損害賠償責任の確定に係る若干問題に関する最高人民法院の解釈」（以下「司法解释」という）は精神的損害賠償の範囲、要件、賠償方法などについて、明確な規定を設けた。2009 年に公布された「権利侵害責任法」は、人格権が損なわれ、深刻な精神的苦痛を受けた場合、被害者は精神的損害賠償を請求することができることを初めて法律の形で明確にした。 実務において、消費紛争に起因して被害者が精神的損害賠償を求める事例は多く見られるが、改正前の「消費者権益保護法」には関連規定がなかった。 <p>【留意点の要約】</p> <p>「改正案」は精神的損害賠償に関する規定を新規に追加してはいるものの、消費者の人格権が侵害された場合のみを精神的損害賠償を求めることができる状況に挙げている。比較すれば、司法解释および「権利侵害責任法」の規定はより具体的で、明確である。筆者の見るところ、「改正案」は精神的損害賠償に関し新たな前進がなく、司法解释および「権利侵害責任法」の一部規定について再度説明しているに過ぎない。立法において消費者の人格権を重点的に強調することは、主として事業者の行為を更に規範化するためである。</p>

八、加大了对不良经营者的惩罚力度

八、不良事業者に対する懲罰への注力を高めた

修订前	修订后
第四十九条	第五十五条 经营者提

改正前	改正後
第四十九条	第五十五条 事業者が商

¹ 《民事诉讼法（2012 修正）》第 55 条：对污染环境、侵害众多消费者合法权益等损害社会公共利益的行为，法律规定的机关和有关组织可以向人民法院提起诉讼。

¹ 「民事訴訟法（2012 改正）」第 55 条：環境汚染、多くの消費者の合法權益を損なうなどの社会の公共利益を損なう行為については、法律で定めた機関および関係組織が人民法院へ提訴することができる。

<p>经营者提供商品或者服务有欺诈行为的,应当按照消费者的要求增加赔偿其受到的损失,增加赔偿的金额为消费者购买商品的价款或者接受服务的费用的一倍。</p>	<p>供商品或者服务有欺诈行为的,应当按照消费者的要求增加赔偿其受到的损失,增加赔偿的金额为消费者购买商品的价款或者接受服务的费用的三倍;增加赔偿的金额不足五百元的,为五百元。法律另有规定的,依照其规定。</p> <p><u>经营者明知商品或者服务存在缺陷,仍然向消费者提供,造成消费者或者其他受害人死亡或者健康严重损害的,受害人有权要求经营者依照本法第四十九条、第五十一条等法律规定赔偿损失,并有权要求所受损失二倍以下的惩罚性赔偿。</u></p>	<p>事業者が商品またはサービスを提供する場合には詐欺行為があった場合、消費者の要求に基づいてその受けた損失の賠償を増額しなければならず、賠償を増額する金額は消費者が購入した商品の価格または受けたサービスの費用と同額する。</p>	<p>品またはサービスを提供する場合には詐欺行為があった場合、消費者の要求に基づいてその受けた損失の賠償を増額しなければならず、賠償を増額する金額は消費者が購入した商品の価格または受けたサービスの費用の三倍とし、賠償を増額する金額が500元に満たない場合は500元とする。なお、法律で別途規定がある場合は、当該規定に従う。</p> <p><u>事業者が商品またはサービスに欠陥のあることを明らかに知っていたにもかかわらず、依然として消費者へ提供したために、消費者またはその他の被害者を死亡させ、または健康を著しく損なった場合、被害者は事業者に対し、本法第四十九条、第五十一条などの法律規定に基づいて損害賠償を求め、受けた損失の二倍以下の懲罰的賠償を求めることができる。</u></p>
<p>第五十条 经营者有下列情形之一,《中华人民共和国产品质量法》和其他有关法律、法规对处罚机关和处罚方式有规定的,依照法律、法规的规定执行;法律、法规未作规定的,由工商行政管理部门或者其他有关行政部门责令改正,可以根据情节单处或者并处警告、没收违法所得、处以违法所得一倍以上五倍以下的罚款,没有违法所得的,处以一万元以下的罚款;情节严重的,责令停业整顿、吊销营业执照:</p> <p>.....</p> <p>(四) 伪造商</p>	<p>第五十六条 经营者有下列情形之一,除承担相应的民事责任外,其他有关法律、法规对处罚机关和处罚方式有规定的,依照法律、法规的规定执行;法律、法规未作规定的,由工商行政管理部门或者其他有关行政部门责令改正,可以根据情节单处或者并处警告、没收违法所得、处以违法所得一倍以上十倍以下的罚款,没有违法所得的,处以五十万元以下的罚款;情节严重的,责令停业整顿、吊销营业执照:</p> <p>.....</p> <p>(四) 伪造商品的产地,伪造或者冒用他人的厂名、厂址,篡改生产日期,伪造或者冒用认证标志等质量标志;</p> <p>(七) 拒绝或者拖延有关行政部门责令对缺陷商品或者服务采取停止销售、警示、召回、无害化处理、销毁、停止生产或者服务等措施的;</p>	<p>第五十条 事業者が以下に掲げる状況のいずれかに該当する場合、「中華人民共和国製品品質法」およびその他の関連法律、法規に処罰機関および処罰方法について規定があれば、法律、法規の規定に基づいて執行する。法律、法規に規定がなければ、工商行政管理部门またはその他の関係行政部門が是正を命じ、情状に応じて警告、違法所得の没収、違法所得と同額以上10倍以下の過料に単独でまたは併せて処することができる。情状が深刻である場合は、休業整顿、営業許可証の取上げを命じる。</p> <p>.....</p> <p>(四) 商品原産</p>	<p>第五十六条 事業者が以下に掲げる状況のいずれかに該当する場合、相応する民事責任を負う他、その他の関連法律、法規に処罰機関および処罰方法について規定があれば、法律、法規の規定に基づいて執行する。法律、法規に規定がなければ、工商行政管理部门またはその他の関係行政部門が是正を命じ、情状に応じて警告、違法所得の没収、違法所得と同額以上10倍以下の過料に単独でまたは併せて処することができる。情状が深刻である場合には、休業整顿、営業許可証の取上げを命じる。</p> <p>.....</p> <p>(四) 商品原産地の偽造、他者の工場の名称、住所の偽造または不正使用、生産日時の改竄、認証マークなどの品質標識の偽造または不正使用を行った場合。</p> <p>(七) 関係行政部門の欠陥商品またはサービスに対する販売停止、警告、リコール、無害化处理、廃棄、製造あるいはサービスの停止などの措置に関する命令を拒否し、または先延</p>

<p>品的产地, 伪造或者冒用他人的厂名、厂址, 伪造或者冒用认证标志、名优标志等质量标志的;</p> <p>(八) 侵害消费者人格尊严或者侵犯消费者人身自由的;</p>	<p><u>(九) 侵害消费者人格尊严、侵犯消费者人身自由或者侵害消费者个人信息依法得到保护的权利的;</u></p> <p><u>经营者有前款规定情形的, 除依照法律、法规规定予以处罚外, 有关部门应当记入信用档案, 向社会公布。</u></p>
律师解读	
<p>【修订要点】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 将“假一赔二”调整为“假一赔四”，并设定了500元的增加赔偿的下限。 2. 增加了对经营者的惩罚性赔偿（最高为损失的2倍）。 3. 提高了行政处罚的力度，罚款金额有了较大幅度的增加。 4. 规定了新的违法情形。 5. 明确将向社会公布经营者的违法情形。 <p>【修订背景】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 修订前的《消费者权益保护法》规定欺诈行为须加倍赔偿（即“假一赔二”），实践中，这一赔偿标准显然已不适应社会的发展，一些商品价值很低，消费者被欺诈后，消费者维权成本大，而获得的补偿却很小，既不利于保护消费者，也不足以震慑违法者。 2. 修订前的《消费者权益保护法》关于行政处罚的标准是1993年制定的，从目前的经济发展水平来看，处罚标准偏低，不足以震慑违法者。 <p>【简要提示】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. “假一赔四”，即，退还商品/服务价款+3倍增加赔偿。 2. 经营者侵害消费者个人信息权利的，除了承担民事责任外，还可能受到行政处罚。 3. 《修正案》有利于提高消费者维权的积极性，未来可能造成消费者投诉的增加，甚至催生一批“职业打假人”。建议相关企业根据实际情况适时调整应对消费者投诉的预案和措施。 	

篇幅关系，对于《修正案》的其他修订内容，本文无法逐一展开。由于《修正案》修改面广，牵

<p>地的伪造、他者的工厂的名称、住所的伪造または不正使用、認証マーク、高品質マークなどの品質標識の偽造または不正使用を行った場合。</p> <p>(八) 消費者の人格を侵害し、または消費者の人身の自由を侵害した場合。</p>	<p><u>ばしにした場合。</u></p> <p><u>(九) 消費者の人格を著しく侵害し、消費者の人身の自由を侵害し、または消費者の個人情報に法に従って保護を受ける権利を侵害した場合。</u></p> <p><u>事業者が前項に定める状況が生じた場合、法律、法規の規定に照らして処罰を与える他、関係部門は信用記録に記載し、社会に向け公布するものとする。</u></p>
筆者の解説	
<p>【改正要点】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「詐欺行為1回につき2倍賠償」を「詐欺行為1回につき4倍賠償」に調整した上、500円の賠償増額の下限を設けた。 2. 事業者の懲罰的賠償（最高で損失の2倍）を追加した。 3. 行政処罰への注力を高め、罰金金額を大幅に引き上げた。 4. 新たな違法状況を定めた。 5. 事業者の違法状況を社会に向け公布することを明確にした。 <p>【改正背景】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 改正前の「消費者権益保護法」は、詐欺行為に対する倍額賠償義務（即ち「詐欺行為1回につき2倍賠償」）を定めているが、実際には、当該賠償基準は明らかに社会の発展状況に適應しておらず、一部の価値が低い商品については、消費者が詐欺に遭った後、消費者の権利を守るコストが高く、獲得できる補償が少ないため、消費者保護に不利であり、法律違反者に対する抑止力に欠けていた。 2. 改正前の「消費者権益保護法」は、行政処罰に関する基準が1993年に制定されたものであり、現在の経済発展水準から見れば、処罰基準が低すぎ、法律違反者に対する抑止力が欠けていた。 <p>【留意点の要約】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「詐欺行為1回につき4倍賠償」は、即ち、商品/サービス代金の返金+3倍の追加賠償である。 2. 事業者が消費者個人情報の権利を侵害した場合、民事責任を負う他、行政処罰を受ける可能性がある。 3. 「修正案」は消費者権益保護への積極性の向上に有利であるが、将来的には消費者クレームの増加につながり、延いては一部の「詐欺行為へのクレーム専門業者」を生むものと思われる。関連企業は実際の状況に基づき消費者クレームへの対応策と措置を適時に調整することが望ましい。 	

紙面の関係から、「修正案」のその他の変更内容については、本文で一つ一つ取り上げることはできない。「改

涉的利益众多,《修正案》的实施也设置了相对较长的缓冲期,于2014年03月15日(国际消费者权益日)正式实施,该实施日期也有一定的象征意义。建议相关企业利用该缓冲期,研究《修正案》内容,并相应调整内控制度。

(里兆律师事务所 2014年01月03日整理编写)

「修正案」の変更範囲は広く、多くの利益にかかわるため、「改正案」の実施には比較的長めの移行期間も設けられており、2014年3月15日(世界消費者権利の日)に正式に施行されるが、本施行日もまた一定の象徴的意義を持っている。関連企業は当該移行期間を利用して、「改正案」の内容を研究し、内部管理制度を相応に見直すことが望ましい。

(里兆法律事務所が2014年1月3日付で作成)